安定した雇用の創出を目指して

多可町工場立地法準則条例を制定

■問合先 商工観光課 (32)4779

多可町では、町内既存企業の設備投資の拡大や、企業立地などを促進し、 今後も安定した雇用の創出と地域の活性化を図るため、特定工場が工場立地 法に基づいて敷地面積に対して整備すべき緑地面積割合などを緩和する「多 可町丁場立地法準則条例」を制定しました。



工場立地法って何?

丁場立地法は、丁場立地が環境の保全を図りながら 適正に行われるようにすることで、国民経済の健全な 発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした 法律です。

敷地面積9.000㎡以上または建築面積3.000㎡以上 の製造業などを特定工場とし、国の準則により生産施 設や緑地などの敷地面積に対する割合を定め、工場の 新設や増設などの変更を行う際に届出が義務づけられ ています。

■特定工場(国の基準)

対象業種	製造業、電気・ガス・熱供給業(水力・地熱・太陽光を除く)
対象工場	敷地面積9,000㎡または 建築面積3,000㎡
国の準則で定める敷地面積に対する割合(%)	生産施設30%~65%以下 (業種によって異なる)
	環境施設25%以上 =緑地20%以上+緑地以外の環境施設5%以上*1
	緑地20%以上

※1 環境施設とは、緑地、噴水、水流、池その他、屋外運動場、 広場、屋内運動施設、教養文化施設、雨水浸透施設など

緑地面積率などは、自然・社会的条件から町独自で判断して 国の定める基準の範囲内で緩和が可能になりました



■町準則条例で緩和する緑地および環境施設の面積の敷地面積に対する割合

【国の準則】

区域の範囲:全国すべて

環境施設 25%以上

緑地

20%以上

緩和



【多可町の準則条例】

区域の範囲:多可町全域

10%以上 環境施設

緑地

5%以上

■重複緑地※2の緑地面積率算定に用いる緑地への参入率

国の準則

25%まで



多可町の準則条例

50%まで

※2 緑地と駐車場の重複である緑化駐車場、事務所棟や工場棟が屋上緑化されている場合など